

清初の「文武相見儀注」について

岸 本 美 緒

はじめに

一七世紀上海の人、姚廷遴は、その回想記『歷年記』⁽¹⁾の末尾で、明末清初の動亂の前後における社會の大きな變化を十五條にまとめ、そのなかの一條で次のように述べている。

明末には文を重んじて武を輕んじた。例えば吳淞總兵官は松江府理刑の監督を受けなければならず、賢否冊（成績評價の帳簿）はその手に握られているとされた。故に、武將は總兵官の命令に従わず、國家の轉覆に至ったのだ。大清のもと政令は一新され、提督、總兵等の官に對し、府や縣などの正印官（知府・知縣などの主任官）が面會する際には、揭帖（名刺の一種で、相手の地位が高い場合に用いられる）⁽²⁾を用い、脇の門から入り、庭參の禮（上司に對して自己紹介する際の禮で、跪いて拜禮あるいは叩頭を行なつて名を名乗り、相手は立つてそれを受ける）⁽³⁾を行なうようになった。これもまた仕途體統（官界秩序）の一變である（丸括弧内は引用者による説明。以下同様）⁽⁴⁾。

ここで姚廷遴は、明末には、地方武官の頂點に立つ總兵官が、府の屬官である理刑に成績監査の鍵を握られ、十分な權威を持ち得なかったこと、それに對し清初には、府や縣の長官が提督（地方武官の最高官として新たに常設化された）とそれに繼ぐ總兵官に對し、屬官が上官に對する場合と同様の禮を取ることとなったこと、を述べている。同時代の同じく上海

の人、葉夢珠も、隨筆『閩世編』卷八において明末と清初の官僚・紳士相互の交際儀禮の變化を述べ、文官と武官の間の交際儀禮に關して以下のように記している。

前朝（明）では知府・知縣が總兵に面會する際、いずれも對等の禮を用い、名刺には「侍生」と書き、公文は移會を用いた。參將・遊擊以下に對してもほぼ同様であつた。本朝（清）の順治（一六四四～六一）初年に至り、知縣が總兵に面會する際に初めて名掲を用いたが、知府は用いなかった。その後、松江府では提督の官職を設け、知府は「提督に對し」初めて晩生帖を用い、府の補助官は初めて銜帖（官職を記した名刺）を用いるようになった。（中略）康熙三（一六六四）年に至り、新たに文武相見儀注を定め、知縣が文武總兵官に面會する際には名掲を用い、公文は咨呈（上行文書的一種）を用いることと改め、今に至っている（⁵角括弧内は引用者による補足。以下同様）。

いずれも、文官と武官との公式の面會の儀禮において、明末に見られた文官優位の狀況が清代に至り大きく改められ、武官の地位が上昇したことを指摘している。これらは今日の眼から見れば、國家の定める煩瑣な儀禮規定上の變更に過ぎないと見えるかもしれないが、姚廷遴や葉夢珠にとっては、明清交替の前後の社會の雰圍氣の變化を如實に反映する現象の一つであつたのである。かつて私は松江府を中心とするこの時期の社會變動の概略を論ずるなかで、姚廷遴らの文章に依據して、清初における文官と武官の間の地位關係の變化を指摘したが、⁶その點の再檢討を含め、明末清初の官界の交際儀禮を改めて考察する必要があると感じている。本稿では、葉夢珠の文中にみえる「文武相見儀注」を一つの手掛かりとして、王朝の定めた儀禮に重心を置きつつ、明清時代における官界秩序の變動の一端を考察してみたい。

一 清初における「文武相見儀注」の制定過程

本節では、清初における「文武相見儀注」の制定過程につき、『實錄』、『會典』、及び實用書『留青新集』卷十九所收の「文武儀注」などを總合して検討する。なお、以下、本稿で「文武相見儀注」という場合、特に注記する場合を除いて、

個別の規定でなく、関連の諸規定の總稱として用いるものとする。

『實錄』『會典』ともに、「文武相見」の儀禮に關して清代最初に出てくる記事は、順治十二（一六五五）年のものである。『世祖實錄』卷九十二、順治十二年七月乙酉條には「直省文武官相見禮を更定せんことを具奏す」とあり、武官側では提督總兵官（以下略して提督）、總兵官、副將など、文官側では總督、巡撫、巡按御史・布政使・按察使・道員・知府及び府の屬員、知州・知縣などを擧げ、各級の武官と文官が相互訪問する際の儀禮をごく簡略に記している。順治十二年の規定のより詳しい内容は、康熙『大清會典』卷四十七、官員禮、外官相見儀、所收の同年の記事によって知られる。⁽⁹⁾

この規定においては、文官と武官との間の儀禮が必ずしも官品の上下に應じておらず、文官優位で非對稱の形になっていることが注目される。清初においては、文官の總督・巡撫、武官の提督・總兵官といったトップクラスの官については定品がなかったが、少なくとも總督・巡撫が從二品の布政使よりも上位にあり、提督・總兵官が從二品の副將よりも上位にあることは疑いない。⁽¹⁰⁾しかし、總督・巡撫と副將以下の武官との間では明確な上下關係を示す儀禮が定められているのに對し、提督と布政使（從二品）・按察使（正三品）・道員（正四品）・知府（正四品）・同知（正五品）・通判（正六品）など文官との儀禮はいずれも「平行」（對等）とされている。また總兵官の場合は、正七品の知縣とまで平行とされる。即ち、文官は武官に比べてその品級が相對的にかなり下でも、儀禮上の差異という形でそれを顯在化しない方針があったと見られるのである。

しかし、約半年後の順治十三年二月己未の上諭⁽¹¹⁾では、禮部・吏部・兵部に對し、前年の規定の改定案作成が命ぜられている。その理由として上諭は

朝廷は文と武の兩途で人を用いており、もとより「この兩者の間で」差別すべきではない。品級を設けているのは尊卑を辨別し差等に應じた威儀を明示するためである。もしそれが官の職務と關わるならば、その差等を見做すことは更にあつてはならないことである。以前、文武各官の相見儀禮を會議した際、あらゆる有司とともに總兵官や副將

と平行ということになった。甚だしきは官階七品の官もまた彼等と對等の禮で接することとされた。朕が思うに、總督・巡撫・總兵官及び巡按御史は、ともに「皇帝の」特命により派遣される者であり、その任務は重く、おのずと品級のみで論ずることはできないが、それ以外の州縣官がともに一品・二品の武官と對等の禮で接するということは、殊に不適切である。武臣は鎧をつけ武器をとって邊境を防衛する者であり、もしその地位が輕んじられれば、有事の際に必ず滯りが生じるであろう。どうして文武を並び重んじるという意圖にかなうであろうか。

という。この上諭では、第一には、品級をより重視して武官の地位を引き上げること、第二には、總督・巡撫・總兵官及び巡按御史を特命により派遣された官として特別視し、一般の地方官と區別すること、という方針が示されている。

その結果、順治十三年の新規定⁽¹²⁾では、州縣官と提督・總兵官・副將との間の儀禮が改定され、例えば州縣官が總兵官に面會する際、大門の前で轎や馬を下り、脇の門から入り、三躬（三回の深いお辭儀）を行い、座席は總兵官を正面としてその脇に座り、往來文書も平行（對等）でなく上下關係の文書（州縣から總兵官へは申文、總兵官からは照會）を用いるなど、⁽¹³⁾總兵官を上とする明確な上下の差が設けられることとなった。

さらにその後、康熙帝即位後の順治十八（一六六二）年十月から十二月にかけて、「今、文武官員の職掌につき既に分別を行なったので、相見儀注についても、先に會議を行なった部署で會同して速やかに改めて議論し具奏せよ」との上諭を受け、改定作業が行なわれることとなった。「文武官員の職掌につき既に分別を行なった」とは、同年八月以降、總督や巡撫などの職掌に關して整理・明確化が行なわれたことを指すと考えられる。⁽¹⁴⁾當初禮部では、總督と巡撫との間、或いは總兵と提督との間など、文官相互、武官相互の禮に關する定例が未だ存在しないことから、文武間の禮についても慎重に定めるべきだと考え、各省や總督・巡撫・總兵・提督経験者への諮問を行なつてそれを踏まえた作業を行なうことを提案したが、その必要無し、との皇帝の旨を得て、直接に改定作業を進めることとした。⁽¹⁵⁾

康熙年間に作成された文例集である陳枚輯・陳德裕增輯『憑山閣增輯留青新集』（康熙四十七（一七〇八）年序。以下『留

『青新集』に収録された「文武儀注」は、順治十八年の改訂作業の結果として同年十二月十七日に出され、翌日皇帝の裁可を受けた禮部の題本をそのまま収録しているが、そこでは、一條ごと（例えば提督と總督との禮を一條とし、總兵と總督との禮を一條とする、など）に、「先定云々」として先行規定が述べられ、それに對して「今更議得云々」として新しい規定が述べられる、という形になっている。先行規定として挙げられているものは、上記の順治十二年ないし十三年の規定を指すものと考えられ、又、「今更議得」以下の新規定も康熙『大清會典』などに「順治」十八年題准」として載せられている規定と本来同じものであると想定されるが、實際には、文言に相當の異同がある。もとの規定が『會典』に収録される際に、かなり修文や添削が行なわれたものかと考えられるが、ここでは、制定時の原文に近いと思われる『留青新集』に依據して順治十八年の改定の主要な特徴を見てみよう。

第一に、文官と武官とのバランスを取ろうとする方向が見て取れる。さきの順治十二年の規定と十三年の規定を比べると、前引の順治十三年二月己未の上諭で指摘されているように、十二年の規定は武官に比して文官優位の傾向があったが、十三年の規定では、そのうち州縣官についてのみ改定を行い、武官に對する州縣官の地位を大きく引き下げたのである。それに對し、十八年の規定では、一方で州縣官について十三年規定をやや緩和し、州縣官の地位を若干引き上げるとともに、他方で、十三年規定で改定が行われなかったそれ以外の官について、武官側の地位を若干引き上げることにより、全體のバランスを取ろうとしたものと考えられる。例えば、武官の地位の上昇に關して言えば、舊規定では提督が總督に對し上行文書を出すことになっていたが、新規定ではそれを改めて平行文書とし、又、總兵官と總督との關係では、從來總兵官に義務づけられていた、脇門を通じて入り三揖するといった規定が削除されている。一方、州縣官の地位の上昇についてみると、舊規定では、州縣官が總兵官を訪問する際、脇の門から入り、跪いて挨拶を行なうことになっていたが、新規定では、正面の門から入ることとなり、跪禮については言及がなくなった。

第二に、文官・武官のバランスを取る際に、武官についても文官についても、跪拜のような隷屬性の強い禮が舊規定に

比べて大きく減少し、上下の別はあるにしても、比較的對等に近い禮が選擇されていることが注目される。

この順治十八年の新规定が、葉夢珠のいう「康熙三年新定の文武相見儀注」とどのような關係にあるのかは、現在のところ不明である。康熙三年に新しい「文武相見儀注」が作成されたという記録は、『實錄』や『會典』のなかには見當たらず、葉夢珠の引く「康熙三年新定の文武相見儀注」の断片的な内容のなかには、順治十八年の規定と重なる部分もあれば、同規定には見られない部分も含まれている。なお、『聖祖實錄』卷七、康熙元（一六六二）年十月戊申の條には、「直隸各省に駐劄する王及び公、將軍、督撫、提督、副都統、總兵官の文移相見儀注を定む」という記事が見える。順治十八年の文武儀注制定から一年足らずのことであり、同儀注を何等かの形で踏まえているものと推測されるが、王、公、將軍、副都統など、それまでの文武相見儀注で扱われた文武官職とは別系統の八旗關係の職も多く含まれているようであり、順治十八年の規定をそのまま引き継いだものとも考えにくい。この康熙元年の儀注の内容は、清代の各『會典』にも收録されていまいようである。

従つて、葉夢珠のいう「康熙三年新定の文武相見儀注」がどのようなものであるのかについては、現在のところ、不明とせざるを得ない。しかしいづれにしても、文官と武官との面會の儀禮が明代の慣行とは異なる形で清初に制定されていたこと、そしてそれが、地方の下級知識人にも大きな關心をもつて受け取られていたこと、は確かであろう。

二 「文武相見儀注」の内容

本節では、主に『留青新集』所載の順治十八年の題本に基づき、清初の「文武相見儀注」の内容を検討してみたい。とはいへ、規定の内容を羅列しても、煩瑣なだけであまり意味があるとは思われないので、ここでは、これらの規定において、關係の上下を示す指標を中心に検討を行なうこととする。まず、當該題本から、若干の例を示そう。⁽¹⁷⁾

(A) 提督が總督に面會する場合。

先の規定では、提督と總督が面會する場合、往來文書は、總督は笏子を用い、提督は咨呈を用いる。どちらが訪問する場合も中門から入り、提督が總督を訪問する際は儀門の外で馬を下り、總督が提督に面會に行く場合は、堂（ホール）の前で轎を下りる。座席は、總督は上坐（正面に座る）、提督は旁坐（脇に座る）である。提督が總督の銜を加えられている場合、⁽¹⁸⁾總督は左に座り、提督は右に座る。

今回の改定では、面會の文書は總督も提督ともに咨文を用いる。提督が總督の役所にゆく場合、總督は儀門まで迎えに出る。提督は二門の外で轎・馬を下り、役所に入る。座席は、總督は中央で正坐（正面に座る）し、提督は僉坐する。⁽¹⁹⁾出迎えた場所（ここでは儀門）まで送ってゆく。總督が提督の役所を訪問する際、提督は儀門の外まで迎えに出る。總督は儀門で轎を下り、役所に入る。座席は、總督は中央で正坐し、提督は僉坐する。出迎えた場所まで送ってゆく。

(B) 州縣官が總兵官に面會する場合。

先の規定では、州縣官が總兵官に會う場合、大門の外で下馬し、東の角門（脇門）から入り、堂の簷の下で跪いて拜禮を言上し、「拜禮を」免ぜられて茶房で茶の接待を受ける。總兵官は正坐し、州縣は旁坐する。茶を飲み終わると退出の挨拶をし、西の角門から出る。往來文書は、總兵官は故牒を用い、州縣は申文を用いる。總兵官は看拜⁽²⁰⁾しない。今回の改定では、州縣官が總兵官に會う場合、大門の外で轎・馬を下り、中門を通って役所に入る。座席は總兵官が正坐し、州縣官は旁らで側坐する。往來文書は、州縣官は咨呈を用い、總兵官は照會を用いる。總兵官は簷の下まで送迎する。

(C) 副將が總督に面會する場合。

先の規定では、副將が總督に會う場合、履歷手本を用い、披執（披堅執銳。鎧を着て武器をもつ軍装をいう）してお目見えし、一跪一揖（跪いてから丁寧なお辭儀）禮を行う。退出し着替えてから再度面會し、跪いて拜禮を言上する。免除

されてもなお、一跪一揖禮を行う。禮が終わってから、簷の下で立ったまま、端の方に立って茶を振舞われる。禮を行なって茶の接待に謝意を表し、退出してから端の方に立って三躬を行う。府の銜の無い者は茶を振舞われない。

今回の改定では、副將・參將・掌印都司が總督に會う際は、履歷手本を用いるが、跪禮や披執はともに免除される。大門で馬を下り、角門から入る。總督は、簷の下まで送迎する。

これらの例においては、必ずしも體系的な書き方はなされていないが、いくつかの指標の組み合わせによって、上下關係が表示されていることがわかる。

第一に、訪問先衙門への出入りの仕方である。これには、次のような内容が含まれている。①轎や馬を下りる位置、②訪問相手がどこまで送迎に出るか、③どの門から入るか。第二に、面會時の諸規定、即ち、服裝や、進見・退出の際の挨拶の禮、座席などに關する問題である。具體的には、①（武官の場合）軍裝であるか否か、②挨拶の禮、③座席の位置、などがある。第三に、往來の文書の形式である。これについては、①公文の往來に用いられる文書、②面會の際に差し出す書類、の兩者がある。

これらの要素の組み合わせにより、訪問する側とされる側との上下關係が明らかになる。以下、順次見てゆきたい。

Ⅰ-① 轎や馬を下りる位置

轎や馬を下りる場所が面會を行なう場所から遠いほど、即ち外側の門であるほど、訪問者側の地位の相対的低さが示される。逆に、正堂（大ホール）の前まで乗り付けることは、訪問者の地位の高さを示すものである。そのランクは、内側から、a. 正堂の庇の前、b. 儀門の内、c. 儀門の外、d. 二門の外、e. 大門の外、として示すことができる。大門は、街路に面した正門であり、儀門とは、衙門の中心區畫、即ち大堂及びその前庭を含む一區畫に入るための正面の門である。二門は、大門と儀門の間にある門と考えられる。AとB・Cを比べれば、このランクの相違をはっきりと見て取ることができる。

I―② 送迎の仕方

この問題は、訪問者がどこで轎や馬を下りるかにも關わるが、遠くまで送迎されることが訪問者の相對的地位の高さを示すことは言うまでもない。そのランクは、a. 儀門の外まで、b. 儀門まで、c. 階段の下まで、d. テラスの端まで、e. 廳堂の庇のところまで、f. 廳堂の出入り口まで、といった形で細かく分けられる。むろん、Bの舊規定のように、全く送迎しない場合もある。AからCの例にはいずれも、送迎のランクが示されている。

I―③ どの門から入るか

上記の例では、Aの舊規定、Bの新規定が「中門より入る」とされており、Bの舊規定とCの新規定が「角門より入る」とされている。Aの新規定とCの舊規定では、門に關する規定はないが、前後から類推して、それぞれ中門と角門であろう。「角門」は、左右（東西）兩側にある脇の門を指し、中門とは、脇の門と對比して中央の門から入ることを指す。上に述べた下馬の場所や送迎の仕方が、場所の相違による細かいランクづけを伴うのに對し、どの門から入るかという問題は、中門から入るか角門（一般に角門を用いる場合は東角門から入ることとなっており、東西による上下はないようである）から入るかの二項對比であり、角門から入るということは、跪拜禮などの隷屬性の強い禮とセットになっている場合が多い。即ち、中門から入る場合と異なり、角門から入る場合は一種の隷屬的な感覺を伴うものと考えられるが、それについては後にやや詳しく述べることにしたい。

II―① 服裝

服裝の相違は、「披執」即ち軍裝で面會するか否かという問題であつて、これはもっぱら武官に關係する。上記の例では、Cがこれに關わる。舊規定では、副將以下の武官が總督・巡撫に面會する場合についていずれも軍裝に關わる規定があるが、新規定ではいずれも免除されている。軍裝の意味は、單なる上下の差等を示すというよりは、地方文官のトップとして軍務も含めた統轄を行なう總督、及びそれに準ずる職務を負う巡撫⁽²¹⁾に對し、その監督を受ける武官の側の、被統轄

者としての立場を示している。「披執」の規定と跪拜などの隷屬的禮とは往々にしてセットになっており、一種の屬官に似た立場がそこに想定されていると見ることができよう。軍装での面會は、當時、強い隷屬性を示すものと見られていた。例えば、やや後のこととなるが、雍正帝が雍正四（一七二六）年の上諭で、年羹堯ら「不肖の督撫」の倨傲とそれにおもねる「不肖の提鎮（提督・總兵）」の卑屈さを批判して、「提鎮等を奴隸の如く見なし、つねに披執して進見送迎せしめ」云々と述べていることは、「披執」が當時の人々に「奴隸」的なイメージで捉えられていたことを示すものである。

Ⅱ―② 挨拶の禮

面會に際しての挨拶の禮は、最も明確な形で相手との關係を表示する身體儀禮である。このような禮は、跪いて手を床につけ、頭を下げることを基本とする跪拜禮と、立ったまま頭を下げたり手の動作を行ったりする站立禮とに大別される。清初の「文武相見儀注」においては、跪拜禮としては、「一跪三叩禮（一回跪いて三回叩頭する）」や「四叩」など、站立禮としては、「三揖」「一揖」など、そして兩者の結びついたものとして、「一跪一揖禮」などがある。むしろ、跪拜禮のほうが上下關係の強さを表しており、本稿冒頭に引用した姚廷遴の文章中に見える「庭參」は、屬官が上司にお目通りをする際の禮で、跪拜ないし叩頭がその中心をなしている。ただ、直接の統屬關係を除けば、このような禮を行なう場合はそれほど多くなく、「文武相見儀注」においては、主に武官が總督など統制權をもつ文官に面會する場合に限られ、特に跪拜禮の免除が基調となった順治十八年の新规定では、千總クラスの下級武官が總督・巡撫に面會する場合に「一跪三叩禮」などが残っているに過ぎない。上掲の例では、BとCの舊規定に跪禮が見られる。

Ⅱ―③ 座席の位置

Cの例に見えるように、上下關係の強い場合は、下位の者がそもそも着席を許されず侍立していることもあるが、多くの場合は、雙方が着席して茶を飲んだり言葉を交わしたりする。その場合の座席の位置が、雙方の相對的地位を現す重要な要素である。

基本的に、地位の高い者が中央正面に座り（「正坐」「居中正坐」などという）、それに對して地位の低い者が脇に座ることを、「侍坐」「側坐」「旁坐」「僉坐」などという。地位の差がある場合は、どちらが訪問しても、同じ座り方、即ち、地位の高い方が中央に座り低い方が脇に座るという形になり、どちらが客であるかよりも地位の差が優先される。ほぼ對等である場合は、中央と側面ではなく、右と左に對座することとなるが、それでもその場合、左（東）のほうが地位が高いとされるので、Aの舊規定の例に見えるように、どちらが左に座るかということは、あらかじめ指定されている。

Ⅲ-① 公文の往來に用いられる文書

ここでは、順治十八年の新規定にみられる往來文書の種類を、「下行文書」「上行文書」「平行文書」に分類して、整理しておく。これら公文の種類に見られる上下關係は、相見儀禮に見る上下關係と完全に一致しているわけではないが、ほぼ照應しているものと考えることができる。⁽²³⁾

〔下行文書〕 平行に近い順

照會 總督↓總兵官、提督↓⁽²⁴⁾司道、總兵官↓府廳、⁽²⁵⁾總兵官↓州縣、副將↓州縣、巡撫↓副將、
 筭付 提督↓府廳、提督↓州縣、巡撫↓參將・遊擊、巡撫↓都司

牌票 巡撫↓守備・千總等

〔上行文書〕 平行に近い順

咨呈 總兵官↓總督、司道↓提督、府廳↓總兵官、州縣↓總兵官、副將↓巡撫、
 牒呈 府廳↓提督、州縣↓副將、參將・遊擊↓巡撫、
 申文 州縣↓提督、都司・守備・千總↓巡撫

〔平行文書〕

咨文 總督↑↓提督、提督↑↓巡撫、總兵官↑↓巡撫、總兵官↑↓司道、參將・遊擊↑↓布政使・按察使

手本 參將・遊擊↑↓各道・分司・運司、都司↑↓布政使・按察使、副將↑↓布政使・按察使、副將↑↓各道、副將↑
 ↓府廳、參將・遊擊↑↓府廳・州縣
 平關 都司↑↓府廳・州縣

Ⅲ―② 面會の際に差し出す書類

面會の際に差し出す書類として清初の「文武相見儀注」に挙げられているものは、各種の「手本」である。冒頭の引用文で葉夢珠が述べているように、當時、官僚相互の交際に「名帖」などと呼ばれる名刺が盛んに用いられていたことは確かであるが、清初の「文武相見儀注」では、「名帖」の用い方に關する指示はほとんどなく、地位が下の者が上の者に對して出す正式な自己紹介の書類である「手本」についてもつばら述べられている。なお、Ⅲ―①の平行文書のなかに「手本」とあるように、面會の場合以外の日常の業務に用いられる手本もあるが、本項で述べる手本は、自己紹介の目的で面會の際に用いられる手本に限ることとする。

順治十八年の新規定を例に取ると、そのような「手本」として、「履歷手本」(Cを參照)と「官銜手本」との二種が挙げられている。前者は、現在の官職とともに、年齢、出身地、科擧の合格狀況などを書くもので、副將・參將・遊擊やそれ以下の武官が總督に面會する際に用いるものとされる。後者は、現在の官職と名前のみを書くもので、州縣官が副將に面會する場合、守備などの武官が布政使・按察使・道員などに面會する場合などに用いるものとされる。⁽²⁶⁾ 兩者の相違は、地位の上下に關わるというよりは、統轄を受ける關係であるか否かに關わり、統轄關係にある場合、内容のより詳しい履歷手本を用いるということであろう。また、直屬の文官相互の面會に關わる後の時期の規定では、初めての面會には履歷手本を用い、日常の面會には官銜手本を用いる、としているものもあるが、その場合には、最初に詳しい自己紹介を行なえば後は簡單でよい、という理由と考えられる。⁽²⁷⁾

手本の形狀は、紅紙⁽²⁸⁾を蛇腹型に折りたたんで六頁とし、黑色(明代のものは青色であつたらしい)の紙を貼り附けて表紙

としたものである。名帖の形状と比べると、名帖のなかの全帖（一枚のみの單帖に對比して、折りたんで六頁としたものをいう）に近いが、表紙がついている點が異なる⁽²⁹⁾。また内容的に見れば、名帖の場合は、「晩生」「侍生」などの抽象的な自稱と名前を書くのみであり、私的交際も含めて廣く用いられるのに對し、手本は官職・履歷など官界での客觀的な肩書きを書いており、より公式性が強いものといえよう。とはいえ、公的な關係では手本、私的交際では名帖、といった明確な使い分けがなされているわけでは必ずしもない點に留意すべきである。

本節で以上検討した内容に基づき、清初「文武相見儀注」の概略的特色をまとめておく。

第一に、文・武間の地位の是正という意圖に關してである。これらの規定制定の主要な問題關心が文官と武官との地位關係の明確化にあり、前節所引の順治十三年二月の上諭に「武臣の……地位が輕んじられれば、有事の際に必ず滯りが生じるであろう」とあるように、武官の地位の低さが國防に與える悪影響が懸念されていたことは確かである。それは、武官を輕んじて國家の滅亡に至ったとされる明の教訓である⁽³⁰⁾と同時に、戰亂の影響の殘る當時において、武力を以て地方を掌握する武官の權威が高まっていた現實の反映でもある。

しかし、實際の規定の内容は必ずしも、姚廷遴らが示唆するように、武官の地位と文官の地位を急激に轉換させ、文官を從屬的な地位に貶めようとするものではなかった。姚廷遴が「提督、總兵等の官に對し、府や縣などの正印官が面會する際には、掲帖を用い、脇の門から入り、庭參の禮を行なうようになった」と言っている内容を實際の清初の「文武相見儀注」と比較してみると、それに類する内容の存在は順治十三年規定に確かに窺われるものの、順治十八年の新規定では州縣官の提督・總兵官に對する跪拜禮は取り消され、それがその後の基準となつてゐるのである。跪拜禮はむしろ、武官と上位の文官との間における禮に限定された。明末に武官が一般文官に對し從屬的な禮を取つていた慣行（後述）からみれば、確かに清初の「文武相見儀注」において武官の地位は上昇しており、それは大きな變化といえるかもしれないが、

文官の地位をことさらに引き下げるといふ意圖が清朝中央にあったとはいえないであらう。

第二に、「文武相見儀注」のなかで扱われる上下關係の全體像についてである。「文武相見儀注」の内容の検討を通じて、概略的に浮かび上がってくる上下關係の諸類型は、(一)特段の規定のない對等の關係(平行關係)、(二)地位がそれほど懸隔しているわけではないが、上下の差等がある關係(差等的關係)、(三)屬官に類する明確な上下關係(從屬的關係)、の三者である。

(三)の場合、下馬の位置(Ⅰ―①)や公文の種類(Ⅲ―①)などに差があることはもとよりであるが、(二)と異なつて(三)を鋭く特徴づけるものはむしろ、どの門から入るか(Ⅰ―③)、服裝(Ⅱ―①)、挨拶の禮(Ⅱ―②)、面會の際に差し出す書類(Ⅲ―②)といった要素である。即ち、脇門から入り、(武官の場合)軍裝し、「手本」を差し出し、跪拜に類する禮を行う、といった要素がセットとなつて、從屬的な關係が明示されるのである。下級武官が總督に面會する場合がその典型である。

それに對し、(二)の場合は基本的に、中門から入り、軍裝はなく、「手本」を用いず、跪拜に類する禮は行なわない。そのかわり、轎や馬を下りる位置(Ⅰ―①)、送迎の仕方(Ⅰ―②)、座席(Ⅱ―③)などによつて、上下の差異が細かく可視化される。このような關係の典型は、提督・總兵官などの高級武官と各種文官との間に見られる。

そして(一)の平行關係は、特段の規定なく、例えば「總兵官と巡撫とが面會する場合は、ともに賓主の禮を行い、往來文書はともに咨文を用いる⁽³¹⁾」と書いてあるような場合である。これらは、高級武官・文官相互の關係、中・下級文武官相互の關係いずれにも見られる。

州縣官と提督・總兵官との關係を例に取れば、順治十二年規定ではほぼ平行(一)であつたものが、十三年規定では(三)に近い位置づけとなり、十八年規定では、かなり上下の差はあるものの(二)の範圍に入れられたといえよう。(二)と(三)は必ずしも連續的に並べられるものではなく、いわば「同列のなかの差異」か「從屬」か、という質的な相違を含むものであつて、

表：品級と儀禮の關係

		(正一)	(正二)	從二	正三	正三	從三	正四	從四
		提督	總兵	副將	參將	都司	遊擊	守備	千總
(正二)	總督	2	2	3	3	3	3	3	3
(從二)	巡撫	一	2→一	3→2	3→2	3→2	3→2	3→2	3
從二	布政使	一→Ⅱ	一→Ⅱ	一	一	一	一	3→2	*
正三	按察使	一→Ⅱ	一	一	一	一	一	3→2	*
正四	道員	一→Ⅱ	一	一	一	一	一	3→2	*
正四	知府	一→Ⅱ	一→Ⅱ	一	一	一	一	3→一	*
正五	同知	一→Ⅱ	一→Ⅱ	一	一	一	一	3→一	*
從五	知州	Ⅲ→Ⅱ	Ⅲ→Ⅱ	Ⅱ	一	一	一	一	*
正六	通判	一→Ⅱ	一→Ⅱ	一	一	一	一	3→一	*
正七	知縣	Ⅲ→Ⅱ	Ⅲ→Ⅱ	Ⅱ	一	一	一	一	*

注：*がついているものは、『留青新集』に記載がないことを示す。

「總兵」は「鎮守總兵」，「都司」は「掌印都司」，「千總」は「守禦所千總」の品級を示す。

網掛けの部分は品級が對等であることを示す。網掛け部分をつなぐ線を表上に想定することができるが、ここではそれを假に「品級對應線」と稱する。

當事者の自尊心に與える影響にも大きな違いがあったと想像される。

第三に、官僚の品級と儀禮上の上下との關係についてである。敘述が煩瑣となるのを防ぐため、とりあえず上記の(一)(二)(三)の分類を用い、順治十八年規定における儀禮上の上下と品級との關係を示す表を作成した。「二」は平行關係で、「2・Ⅱ」と「3・Ⅲ」は、それぞれ差等的關係と從屬的關係を示すが、算用數字の場合は文官優位、ローマ數字の場合は武官優位のそれを表している。縦の欄は文官を品級順に並べ、横の欄は武官を品級順に並べてある。なお、前述の如く、總督・巡撫、提督・總兵官といったトップクラスの官僚につき品級が定められるのは後のことであるが、『留青新集』卷十九、古今官制、では、これらの官についても品級を示している。で、康熙年間の人々の感覺をある程度表すものと考え、便宜的に括弧をつけて記入した。

例えば、正二品の總督と從二品の副將の相見儀禮においては、入る門や用いる書類などに文官(總督)優位の從屬的關係が見られるので、縦横兩欄の出會うところに「3」と表記される。舊規定と新規定との間で大きな差がある場合は、「2↓3」な

どと記す。「2」と「3」、「Ⅱ」と「Ⅲ」それぞれの境界はそれほどはっきりしていない場合もあるが、從屬關係の指標（跪禮や手本など）が二つ以上ある場合は、「3」「Ⅲ」として示す。

この表により概観してみると、品級と儀禮上の上下とがある程度對應していることがわかると同時に、文官と武官との間の非對稱性も明らかである。即ち、文官・武官の儀禮上の地位が品級に完全に對應しているとすれば、同じ品級の文官・武官が儀禮上對等であつて、品級對應線から離れるほど、その距離に應じて差等度・從屬度が對稱的に増して行く形になるはずであるが、この場合、必ずしもそうなっていない。そもそも、文官優位の從屬的關係（3）はかなり廣汎に見られるが、武官優位の從屬的關係（Ⅲ）はほとんど見られない。また、品級對應線の上には、必ずしも平行關係を表す「1」が並んでいるわけではなく、「2」も多く見られる。

この非對稱性の理由として、總督や巡撫、特に總督が、一般の地方官と異なり、一地方の軍政を統轄する職務を持っていた、ということが挙げられるであろう。すなわち、當該地方の武官は、直接には總督の屬官ではないものの、その監督を受けることとなる。文官にせよ、武官にせよ、直接の統屬關係にある場合には部下は上官に對し從屬的な禮をとるが、武官と總督の關係も、屬官に準ずるものと見なされると考えられる。その結果、總督に對して品級としては對等以上の提督・總兵も、從屬的な禮こそ取らないが總督を上位とする禮を取り、また、副將以下の武將は、總督・巡撫に對して從屬的な禮を取るものとなる。一方で、軍政に無關係な布政使・按察使以下に對しては、武官が從屬的な禮を取ることは殆どないこと、また、提督や總兵官との間に監督關係のない文官は、これら高級武官に對しても、從屬的な禮は殆ど取らないこと、も、以上のような理由から説明できよう。

三 明末から清初へ

本節では、以上で検討した清初の「文武相見儀注」をより長い歴史的な視野のなかに位置づけ、明末から清初に何が變

化し、何が變化しなかったのか、を考えてみたい。

明初の洪武年間には、官僚の相見儀禮に關わる規定が數度にわたって出されているが、文官・武官の雙方に關わる最も一般的なものとしては、『太祖實錄』卷二百五十二、洪武三十年四月甲申條に載る規定が擧げられよう。そこでは、禮部の「國朝では禮制を定めたが、行なうこと久しくして慣れが生じ、相見の禮について、往々にして分を越え、禮意から乖離する事態となっているので、申禁を行なっていたきたい」という上奏に應じて、皇帝が六部・都察院・翰林院などの官に命じて合議させた結果として、大略以下のような内容が提案され、裁可を得た。「凡そ百官は品秩の高下によって尊卑を分け、品秩の近い者が面會して禮を行なう場合は、東西に向かい合い、やや卑い者が西に、高い者が東に位置する。その品秩が二等から三等異なる場合は、卑い者は「堂の」下に、尊い者は上に位置する。その差が四等を越える者は、卑い者は下で拜禮を行い、尊い者は座ったまま禮を受ける。用事があれば跪いて申し上げる」。これは、清初の「文武相見儀注」に比較すると、極めて單純明快な原則に則った規定であるといえる。

一五世紀後半、太倉州の人、陸容が『菽園雜記』卷三に、「國朝（明）の建設された初めには、一切のことにおいて武を重んじ、例えば五軍都督の官は六部尙書より一段高かった。地方の都司・衛所と布政司・府州官を比較してもそうだった」としつつ、「平和が續き、武事を用いることがなくなつたので、その勢いは自ずと持續し難くなつた⁽³²⁾」と言っているのは、平和が續いたことによつて武官の地位が低下したことを示唆している。しかし、文官に比して武官の地位が實際に大きく低下したのがむしろ、内外情勢の緊迫した一六世紀半ばであることは、先行研究も指摘するところである⁽³³⁾。本節では、文官と武官の間の相見儀禮に着目しつつ、その變化を見てみたい。

交際儀禮の問題に深い關心をもっていた管志道は、『從先維俗議』（萬曆三十（一六〇二）年序刊）のなかで、武官の地位の低下の原因につき、以下のように述べている⁽³⁴⁾。

先に兵道（兵備道）に皇帝の專敕（直接の命令）があり、三品の武官が五品の文官と同様に、兵道自らの裁量で處罰

してよい範圍に入れられた。知府（正四品）は皇帝に上奏して許可を得なければ逮捕できないが、指揮（武官。正式名稱ではなく、指す範圍は一定ではないが、都指揮僉事を指すとすると正三品）は兵道の裁量で處罰してよいこととなったのである。これより指揮は知府と同格に交わることはできなくなった。

繼いで巡撫が提督を兼ね、鎮守總兵と共同で事を行なうようになる、飭兵使を過度に厳しく監督した。都司（都指揮使）は完全に軍門（ここでは巡撫をいう）の部將となったが、布政使・按察使は總督・巡撫の屬官ではない。これより「都指揮・布政・按察三使のうち」都指揮使は布政使・按察使に後れを取るようになった。

繼いでまた、總督が兵權を握り、總兵・巡撫及び兵備道・分巡道をいずれも監督するようになった。總督はまた過度に總兵・巡撫を厳しく監督した。總兵は「戎裝の參」（軍裝での挨拶）を行なわざるを得なかったが、布政使・按察使は依然として地方の根本の官であり、これより布・按二司の地位は上昇し、總兵とは階層が分かれてしまった。

都指揮司の地位が低下してしまったからには、各衛はどうして地位を維持することができようか。その地位低下の理由は、以下のように考えられる。武臣は防衛戦争を仕事としていたので、將軍の命令を重んじなければならない。勢い、『憲綱』⁽³⁶⁾にこだわって敕諭の實行を妨害するようなことがあってはならない。それに對し、文臣は民の感化を仕事としており、法令を重んずる。原則からして、近年の事例に引きずられて『憲綱』の規定をないがしろにすることはできないのだ。

この管志道の記述につき、他の史料もあわせて検討してみよう。まず第一段落についてであるが、なぜ巡撫や總督でなく兵備道が出てくるのかや不審にも思われるが、管志道が自らの経験として、かつて廣東の南韶兵備道となったとき、敕書のなかに「文官五品以下、武官三品以下は、輕ければ事情に應じて處罰し、重ければ彈劾して糾問せよ」との文言があったと述べているので、⁽³⁷⁾それを指すものであろう。敕書における同様の文言は、嘉靖年間（一五二一―一五六六）の巡撫や總督の任命に際し、しばしば見られる。例えば、朱紘が嘉靖二十五、二十六（一五四六、四七）年にそれぞれ南贛巡撫（巡

撫南贛兼提督軍務)、浙江巡撫(巡撫浙江兼提督軍務)に任じられたときの敕書の内容には、「貪欲、畏縮、誤事の者があれば、文職の五品以下、武職の三品以下は、直ちに自ら糾問し處分せよ」、「文職の五品以下、武職の四品以下で、もし命令に従わない者がいれば、糾問すべき者は直ちに自ら糾問し、彈劾すべき者は彈劾し、重要な軍事機密に關わるものは軍法で處分することを許す」という文言があった。³⁸⁾また、『世宗實錄』卷四百十、嘉靖三十三年五月丁巳の條に、倭寇討伐のため、張經という人物を、原職である南京兵部尙書と兼任で都察院右副都御史總督南直隸浙江山東兩廣福建等處軍務に任命するにあたって、「すべての兵糧をその裁量で處分すること、また、戰爭の際に命令に従わない者に對し、武官は都指揮以下、文官は五品以下については、軍法を以て從事するを許す」とされた。自由裁量の範圍はそれぞれ若干異なるものの、敕書を以て地方に派遣され、文官と武官とともに統制する任務を負った文官が自由裁量による處罰權(便宜行事)の權などと呼ばれる)を持つていたこと、しかもその自由裁量による處罰の對象が文官と武官とで異なり、武官の場合にはより高い品級の者もその自由裁量のもとに置かれたこと、において、管志道の指摘と共通している。

武官の地位低下を段階的に捉える管志道によれば、當初、このような文官への武官の從屬は「三品以下」の範圍であったが(第一段落)、その後、提督軍務の任をもつ巡撫が總兵とともに地方の統轄を行なうようになると、都指揮使(正二品)が巡撫の實質的な部下となり、巡撫の屬官ではない布政使(從二品)・按察使(正三品)が都指揮使の上に位置する形で階層の格差ができた(第二段落)。さらに、總督が任命され、巡撫及び地方武官のトップである總兵をも監督するようになると、總兵は軍裝での挨拶を行なうようになり、そうした禮を行なわない布政使・按察使との差は擴大した(第三段落、という。

管志道によれば、文武雙方の統制權をもつ巡撫・總督の監督を同様に受けながら、なぜ文官と武官の格差が開いてゆくかという理由は、文官と武官の行動規範の相違にある。すなわち、戰鬪を事とする武官は、上官の命令に絶對服従すべきものであるのに對し、人民を治める文官にとつては、そのつどの命令に従うよりも法の遵守が重要である(第四段落)。

ここで言及される『憲綱』の規定とは、監察官の職務に關する明初以來の規定を集成した『憲綱』の内の相見儀禮關係の部分を目指す。例えば『宣宗實錄』卷九十三、宣德七（一四三二）年七月辛巳條に引く蘇州知府況鍾の言では、『憲綱』に言及しつつ、「御史と在外官との相見禮儀については、……一定の禮制がある。近頃、各處の公差の御史には禮を逸脱した行爲が多くみられ、各府の知府もまた自らの無能や貪欲さを彈劾されるのを恐れて、御史に接見する際に媚びへつらい拜跪して甘んじている」云々と述べ、また『世宗實錄』卷一百九、嘉靖九（一五三〇）年正月乙卯條に引く都察院右都御史汪鉉の言には『憲綱』に記載された御史及び方面官（地方官）の往來相見禮節では、甚だ明確に『運使（都轉運使）・運同（轉運同知）・知府・知州は、用事のある際（「御史に」跪いて言上してはならない³⁹）』としている。近年皇帝陛下がこの規定を懇切に再度命令されたので、數十年傳わつてきた陋習は一掃されるだろう」とある。ここでいう「數十年の陋習」については、弘治六（一四九三）年の進士、胡世寧が、『憲綱』の規定と對比して描寫する次のような狀況からも窺うことができる。「〔巡按御史に對し〕知府以下は長跪して立とうとせず、布政以下は並んで隨行し、甚だしきは應答の際、みな首を膝まで垂れ、名は拱手（手を握り合わせて上下に動かす站立禮）といつても實は屈服すること拜跪の如くである⁴⁰」。

實際に遵守されていたか否かはともかくとして、文官については、このような『憲綱』の規定があり、それが、文官が巡撫や總督に面會する際に過度に卑屈な禮を取らないことの法的根據となつていた。それに對し、武官については何等かの規定があつたのであろうか。『世宗實錄』卷四百八十四、嘉靖三十九（一五六〇）年五月乙亥條では、總督浙直福建都察院右都御史の胡宗憲が、巡撫や操江御史の積極的な協力が得られないことを訴え、「臣は徒らに總督の虚位を擁するのみでその實がない。もう少し事權を與え、……相見の禮についても三邊督撫の禮に從うようにしていただきたい」と請願したことに對し、皇帝が吏・兵二部に命じて「三邊督撫相見禮儀」を調査させているが、その回答は次のようなものであつた。「總督は重大な監督の任務を委任されている。巡撫・操江都御史（正式名は提督操江。長江の防衛を司る）などの官が面會する際に、主人と客との間の對等の禮のみを専ら用いるわけにはいかない⁴²。總兵以下は皆、戎服庭謁（軍裝で庭參の禮を

行なう」する。文書については、ともに印信呈文（公印を捺した呈文）を用いる」。この報告については、その通り行なうことが裁可されたので、總兵が總督などに對して軍裝で庭參の禮を行なうといった方式は、單なる事實的な慣行ではなく、皇帝の認可を得た規定となったといえる。

しかし、總督に對する總兵のこのような儀禮には、批判もあった。禮部などの官を歷任した朱國楨は、隨筆『湧幢小品』（天啓二（一六三二）年跋）卷八「總督總兵」で、次のように述べる。

巡撫・操江が總督の管轄する地方で總督と謁見する際には、大門の外で轎を下り、中門から入り、後堂（奥のホール）で面會し、總督は上座、巡撫・操江は周圍に座る。その送迎は、總督は「巡撫・操江」いずれの場合も、大門の外まで送迎して轎を見る。各總兵は、巡撫・操江の例に照らして印信呈文を用いるが、面會は鎧を着て跪禮を行い、⁽⁴³⁾勳臣の場合もまた脇門から入り、庭參の禮を行なう。總督の威儀はこのように隆重たるものである。しかし、總兵が跪禮を行い、勳臣が庭參を行なうというのは、やはりやりすぎである。近日では、巡撫・操江も「本來總督の呼稱である」軍門と稱し、御史が參將を鞭打ったりするが、こうした僭越さは一體どこで極まるのであろうか。⁽⁴⁴⁾

この朱國楨の指摘は、沈德符の『萬曆野獲編』（萬曆三十四（一六〇六）年序）の關連の記述とも重なり合う。沈德符によれば、

武臣は總兵官を最重要とし、先朝では公・侯・伯で敕命を受けて討伐に従事する者は、皆その位は尙書以上とされた。總督が設置されてからは、總兵はその統制を受け、たとえ世襲の爵をもついても庭參をせざるを得なかった。その後、「勳臣以外の」流官を以て總兵官に充てるようになると、その地位はますます低くなった。督撫が着任すると、兜をかぶって武器を持ち、叩頭してお目見えする。その後、着替えて冠帶をつけ謹んで拜謁する際には、恭しさが更に加わる。⁽⁴⁵⁾

とある。また、御史が武官を鞭打つということについて、沈德符は、巡按御史や巡撫が副總兵（副將）や參將を鞭打った

例を挙げ、その背景として、これら文官の僭越さのみならず、近來高級武官のなかにも「點卒及び遊棍」（惡賢い兵卒や無職の無頼漢）が混じり、「ますます輕視されている」ことを指摘している。⁽⁴⁶⁾ なお、高級文官に對する武官の態度に關しては、『穆宗實錄』卷十四、隆慶元（一五六七）年十一月辛酉條に引く内閣大學士徐階の北方防衛對策論で、北方防衛における問題點の一部として、文官が將官を侮辱し、將官も卑屈になっていることを指摘している。徐階は、總兵や副總兵・參將・遊擊などが總督・巡撫・巡按御史などに對する際には「自稱は自らの名を稱し、總督には『軍門』、撫・按には『本院』と言ひ、『老爺』『小的』等の言葉を用いて自らの威嚴を損なうべきではない」と述べているが、これによれば、總兵のような高級武官すら總督に對し、一般庶民が官僚に對して用いる「老爺」（だんな様）・「小的」（私め）といった語を用いることがあったことが知られる。庶民と異なる士大夫としての體面を重んじた科擧出身の文官からすれば、「老爺」「小的」のような語を自らが用いるということは、考えられないことであつただろう。

以上のように、一六世紀の半ば以降、總督や巡撫などの文官に對する武官の儀禮は次第に隸屬的なものとなり、それに伴つて武官と一般文官との間にも、地位の懸隔が感じられるようになった。文官からみて武官は、品級とは必ずしも關わりなく、いわば「服役的な立ち居振る舞い」を以て特徴づけられる、一段劣つた賤しい存在と感じられるようになったのである。⁽⁴⁸⁾ 姚廷遴や葉夢珠など清初の下級知識人が言及する明末の文官・武官關係とは、このような狀況を指していたと考えられる。

ここで注目すべきは、明末における武官の地位の低さは、單に文官と武官とを並行的に比較した上での文官偏重ということとどまらず、むしろ、明代後期から顯著になつてきた巡撫・總督などの高級文官の地方における軍務統轄の動きのなかで出てきた現象である、ということである。もともとこれらの官職は、反亂や戰爭などの問題の解決のため、中央から臨時に派遣されて軍務などを統轄するという性格をもっており、その官制上の位置づけは必ずしも明確ではなかつた。⁽⁴⁹⁾ これらの官のもつ軍務統轄という性格からして、地方武官はその統制下に入り、戰鬪組織としての強い上下關係によつて律せ

られることとなるが、統一的なルールのないままに、その上下関係のあり方は、次第に隷屬的なものとなり、武官と一般文官との関係にも影響を及ぼしていったのである。清朝が中國本土を支配下に入れても、戦時體制のなかでそうした統屬關係の不明確さは存続したが、戦時の混亂が終息するに伴い、これらの官の關係を、中央のコントロールのもとで秩序づけてゆくことが清朝の新たな課題となった。

清朝の入關當初、武力を握る總兵官が文官を従える勢力を持っていたことについて、『世祖實錄』卷六、順治元（一六四四）年七月甲辰條に載る工科給事中朱鼎清の上言に、次のように述べている。「今、總兵官の地位は王侯にも匹敵し、監察官をはじめとする官を脅迫して屬禮を行なわせ、獨斷專行し、他の官と協調しようとしな。總兵官の増設した下級武官は民を苦しめ、地方官を強制し、その結果、地方官は畏縮して仕事をこなうことができなくなっている。地方は官有つて官無きが如き状態である。……願わくは權を一にして法が行なわれる状態としていただきたい」。この上言は攝政王ドルゴンの認可を得た。

このような總兵官の實質的地位上昇が、交際儀禮をめぐる地方官との紛争を引き起こすこともあった。順治二年二月十日、登萊巡撫陳錦の上奏に引く總兵柯永盛の巡撫宛文書には、次のようにある。⁽⁵⁰⁾

調査によれば、前朝の知府・知縣は、本來總兵に對して屬禮を執るべきものであった。洪武年間の定制は二百餘年、不變であるべきものであったが、隆慶・萬曆の間に、平和が長く續いて武職は輕んじられ、府、縣は總兵を輕視し、直接に名刺を以て訪問し、面會の場合は長揖、往來文書には手本による平行の方式を用いるようになったのである。しかし當時でも、舊例に基づき毅然として主張する者に對しては、府・縣も唯々諾々と従ったのであるから、總兵官と府・縣の間には、品級上で嚴然とした崇卑の差があったことがわかる。ところが、昨年十二月受け取った青州府の公文では手本で平行の言葉遣いをしており、同日受け取った萊州府の公文も手本で平行の様式であった。思うに、知府は文官であるため私を上司と見なさないのかもしれない。そこでこちらは牌に代えて劄子を用い、「上下關係を」

輕んずべきでないことをいささか示そうとした。ところが萊州府では錢糧輸送の公文中で衙門の體統に言及し、本鎮が突然劄付を以て非難してきたと稱している。己の力をわきまえない者であることが知られるというものだ。お手數ながら、各府に命令し、舊例に従い争いの元を斷つようにしていただきたい。

この文書を受け取った巡撫陳經の上奏文のなかには、總兵官が舊例に従わず、突然劄付を用いるようになったことを非難する萊州府知府の呈文も引用されており、雙方の主張の板ばさみになった巡撫は「臣は淺學寡聞でその禮の折り合いをつけることができないので、願わくは當該の部に敕を下して、元來の規定を調査するか或いは別に規定を作っていただきたい」と皇帝に請願している。⁽⁵¹⁾

こうした總兵官の力の伸長に對して、清朝中央は必ずしもそれを支持する態度を取っていたわけではなかった。『世祖實錄』卷二十六、順治三年五月庚申條によれば、江西總兵官金聲桓の「臣はもと提督の銜を持っていたが總兵官に變更となり、權力が縮小したので、軍民文武を統制することができない。請うらくはもとの銜を與え、敕書を賜い、便宜を與えていただきたい」という上奏⁽⁵²⁾に對して、兵部は江西の狀況がなお不安定であることを以て提督への變更を認めたものの「總兵官が文官を統制するという例はない。本朝には便宜行事の制はない。聲桓の請願はこのほか僭越である」と叱責している。この金聲桓や吳勝兆、李成棟など、清朝の提督として地方軍官の頂點にあった軍人の反亂がその後しばしば起こったことを考えれば、高級武官に便宜行事の權を與えようとしなかった清朝の判斷は、理由のあるものだったといえよう。

以上のように、順治年間、戰爭狀態が各地でなお續くなかで軍隊を握る武官が勢力を伸長させてゆくという事態のもと、清朝中央は、一方では彼らの武力によって反清勢力を鎮壓すると同時に、他方では文官による地方統治とのバランスを取りながら、武官の活動を中央の管理のもとに置くという課題に直面していた。その後、「文武相見儀禮」が數次にわたって改定された背景には、清朝の直面していた以上のような課題があったといえるだろう。そこでは、總督、巡撫、提督、

總兵などが常設の官として再編され、それぞれの職掌が明確化されるとともに、文官・武官相互の統屬關係も儀禮を通じて整序され、文武官界の一元的な秩序を整合的な形で可視化してゆくことが目指されたのである。文官偏重という明朝の弊害は確かに意識されていたが、同時に「王侯にも匹敵する」ような武官の勢力を抑えることも重要な目標であった。その意味では、本稿冒頭に引いた姚廷遴らの「明清間の文武の力關係の逆轉」という觀察を、そのまま清朝の政治方針として單純に捉えることには慎重である必要がある。

結びに代えて

以上、本稿では、清朝の順治年間を中心に、この時期に制定された「文武相見儀注」の内容を検討してきた。本稿の一つの目的は、文武官の相見儀禮を構成する諸要素を具體的に取り上げ、それぞれの意味を検討することであった。小説・戯曲なども含め、當時の文章のなかで描寫されるこれらの儀禮の意味は、當時の人々にとっては自明であっても、今日の我々がそれらを微妙なニュアンスも含めて正確に感得することはそれほど簡単ではない。本稿はその目標に向けての初歩的な作業の一環である。本稿の第二の目的は、清初の「文武相見儀注」の制定過程におけるゆれを跡附け、そのゆれを明末以來の長期的な動向のなかで位置づけることであった。その結果、清初における「文武相見儀注」の改定は、明末の文官偏重の弊害を改め武官の地位上昇を圖つたものとして單純に捉えるべきではなく、地方官界における文武官僚間の統屬關係を明確化し、中央政府のコントロールの下に置くという明末以來の課題に對する一つの回答と捉えるべきことを明らかにした。しかし、清朝政府内部での具體的な政策決定過程については、本稿では考察することができなかった。

順治年間以後も官僚の相見禮については新たな規定が追加されているが、地方の文官・武官間の相見禮としては、順治年間のそれがその後長く基準となったといつてよいであろう。清代を通じてこうした儀注が官僚間交際の實態においてどの程度遵守されていたのかという問題は、別稿にゆだねざるを得ないが、文武官の相見儀禮の亂れが問題になるたびに「嗣

後、督撫提鎮（總督・巡撫・提督・總兵）の相見は務めて會典所載の一定の儀注に遵すべし⁽⁵³⁾」、「會典内に載せる所の文武各官相見儀注は、國初に制を定めてより、遵行すること已に久しく、増減すべき無し。禮部に著して再び申明して制を定め、各直省督撫提鎮に通行し所屬の文武官員に分飭し、務めて一定の儀注に遵照し、禮を以て接見し、意もて卑抗（高低）を爲すべからず⁽⁵⁴⁾」などとして會典への回歸が命令されている點からすれば、少なくとも清代中期までは、會典の規定は實效性ある基準と見なされていたというべきであろう。貴州における總兵官と總督間の儀禮の亂れを批判して「此奏是極當極（この上奏は極めて正しい）」と雍正帝に賞賛された總兵官丁士傑の奏摺に「官員相接の禮貌は小なりと雖も國體の攸關する所」と述べているように⁽⁵⁵⁾、相見儀禮は單なる虚禮ではなく、國家の統治に關わる重要な問題と見なされていたのである。

註

(1) 『歷年記』については、拙著『明清交替と江南社會』東京大學出版會、一九九九年、第七章「『歷年記』に見る清初地方社會の生活」參照。

(2) 松江府の補助官の一。巡按など上官に情報を提供する官であり、そのために上官の威光を後ろ盾として「理刑附屬の胥吏や籠かきでさえ、その驕慢さは紳士に勝った」（葉夢珠『閩世編』上海古籍出版社、一九八一年、七三頁）という。康熙六（一六六七）年に廢止。ここで「監督を受ける（受節制）」と言っているのは、むしろ制度的に理刑が上司だということではなく、理刑の報告によって總兵の成績評價が左右され、そのため、總兵が理刑の意向に従わざるを得ない、ということであろう。

(3) 一般の名帖（名刺）と名掲（掲帖）の相違については、葉夢珠前掲書、一八七頁參照。

(4) 上海人民出版社編『清代日記匯抄』上海人民出版社、一

九八二年、一六二—一六三頁。「明季重文輕武、如吳淞總兵官要受松江府理刑節制、謂賢否冊在其掌握、以致武將不肯用命、而國家傾覆。大清政令一新、如提督・總兵等官、府・縣印官相見、用掲帖、走角門、行庭參矣。此又仕途體統之一變也。」

(5) 前掲注(2)『閩世編』一八九頁。「前朝郡守・縣令與總戎相見、俱抗禮、帖用侍生、公文用移會、參・遊而下、大抵亦然。本朝順治初年、縣令見總戎、始用名掲、郡守則否。其後、松郡改設提督、郡守始用晚生帖、府佐始用銜帖（中略）至康熙三年、新定文武相見儀注、郡守見文武總兵官、改用名掲、公文用咨呈、至今因之。」帖とは名帖即ち名刺のことで、名帖に「侍生某」と自稱を書く場合は相手を對等以下と見なしていることを示し、「晚生某」と書く場合は相手に對する尊敬を示す。明末の名刺については、拙稿「名刺の效用」木村靖二他編『地域の世界史 10 人

と人の地域史』山川出版社、一九九九年、参照。なお、文中の「文武總兵官」とは、武官である總兵官を指すと思われるが、なぜ「文武總兵官」と呼んでいるのかは不明。

- (6) 前掲注(1)拙著、第六章「清初松江府社會と地方官たち」参照。

- (7) これら官僚相互の品級上の序列については、後掲の別表を参照。

- (8) 「更定」というからには、先行する規定があるとも考えられ、確かに王公相互間や京官相互間の相見儀禮に關する先行の規定は各種『會典』などに見えるが、管見の範圍では、上記のような文武間の相見儀禮の規定は、順治十二年以前の清朝には見られないようである。

- (9) ただし、後述するように、『實錄』や『會典』に收録された規定は、制定當時の原文にやや修改を加えたものではないかと考えられる。

- (10) これらのトップクラスの文武官については、一般に一品・二品相當の官銜や世爵が附與されていた。以下本稿では、文官・武官の品級については『清史稿』卷一百十四・一百十九の職官志の記述に依據し、時期により異なる場合は當該時期の品級を採用した。

- (11) 『世祖實錄』卷九十八。以下、『實錄』の原文については、引用を省略する。

- (12) 『世祖實錄』卷九十八、順治十三年二月己卯、康熙『大清會典』卷四十七。

- (13) これらの規定の詳しい意味については、次節を参照。

- (14) 順治十八年八月三日の吏・禮・兵三部への上諭に「國家の人を用いるは、文武並びに重し。……明朝の陋習は文臣を偏重し、以て武臣灰心(意氣阻喪)して報效を思わざるを致す。國祚傾覆するは實に此れに由る。今まさに文武の職掌を將て分別更定すべし」云々とある。張偉仁編『明清檔案』中央研究院歷史語言研究所(以下『明清檔案』)第三十七冊所收、また、『聖祖實錄』卷四、順治十八年八月己酉條。その結果につき『實錄』などに明確な記載はない

- ようだが、『聖祖實錄』卷五、順治十八年十月乙卯條に、大學士などの上奏に對する吏部の返答として「文武の職掌がすでに分かれたたので、敕書も從來のものを踏襲すべきではない。總督はもともと文武を統轄するもので、それについては改變する必要がないので、敕書には『提督もまた總督の監督を受ける』との文言を入れるべきである。巡撫については、軍務を管理する職務を廢止したので、『提督軍務』『實理軍務』などの語を削るべきである」云々とあることから、總督・巡撫の軍務監督の責任の有無を明確化したことなどがそれに當たると考えてよいだろう。

- (15) 『留青新集』卷十九、「文武儀注」所收の題本による。この上諭や題本に當たる内容は、『實錄』には見えない。

- (16) ただし、『世祖實錄』や康熙『大清會典』の順治十三年規定の當該部分(注(12)参照)では、先に記した如く「三躬」となっており、跪禮については觸れられていない。

- (17) 原文は以下の通り。「先定提督總兵官與總督相見、文移總督用劄付、提督總兵官用咨呈。相見俱由中門進。提督總

兵官至總督、儀門外下馬、總督至提督總兵官、堂前下轎。坐次、總督上坐、提督總兵官旁坐。提督總兵官有加總管銜者、坐次總督居左、提督總兵官居右。今更議得、相見文移、提督提督俱應用咨文。提督往總督衙門去、總督迎至儀門、提督二門外下轎馬、入衙門。坐次、總督在中正坐、提督僉坐。送至迎處。總督往提督衙門去、提督迎出儀門。總督儀門下轎、進衙門。坐次、總督在中正坐、提督僉坐。送至迎處。「先定州縣官見總兵官、大門外下馬、由東角門進、至堂簷下、跪稟拜。免、茶房待茶。總兵官正坐、州縣旁坐。茶畢、告辭。由西角門出。文移、總兵官用故牒、州縣用申文。總兵不看拜。今更議得、州縣官見總兵官、大門外下轎馬、由中門進、至衙門。坐次、總兵官正坐、州縣官在旁側坐。文移、州縣官用咨呈、總兵官用照會。總兵官迎送至簷下。「先定副將見總督、用履歷手本、披執進見。行一跪一揖禮。出更衣再見、行一跪稟拜。免拜、仍行一跪一揖禮。畢、簷下側立待茶。行禮謝茶。出。旁立三躬。如無府銜者不待茶。今更議得、副將參將掌印都司見總督、用履歷手本。其跪披執等禮俱免。大門下馬、由角門進。總督迎送至簷下。」

(18) 『世祖實錄』卷九十一、順治十二年七月乙酉條では同様の文言を「提督有精奇尼哈番銜者、列坐居右」とする。精奇尼哈番は世職で、後には子爵と漢譯される。

(19) 「僉坐」の意味を「侍坐」「側坐」などと全く同じととてよいかどうかは不詳であるが、「正坐」に對比して出てくることから、とりあえず同じ意味と見なしておきたい。

(20) 「看拜」の意味は不詳だが、他の條では「迎送看拜」などと熟して出てくるので、送迎して出迎え・見送りの挨拶をすること、と取っておく。

(21) 注(14)で述べたように、巡撫が軍務に關わらないということは順治十八年の職掌改定で明確化されたが、それ以前はあまりはつきりしていなかったということであろう。

(22) 中國第一歷史檔案館編『雍正朝起居注冊』第一冊、中華書局、一九九三年、七二二頁。

(23) 例えば、提督と總督とは、相見儀禮では完全に對等關係というわけではないが、文書往來においては對等の扱いとなっている。

(24) 司道とは、布政使・按察使と各種道員をいう。

(25) 府廳とは、知府及び同知・通判などの府の補助官をいう。

(26) 時代は下るが、清末の官界儀禮指南書である『宦鄉要則』卷三に、「履歷手本」「官銜手本」を含む各種交際文書の具體的な書き方について、詳しい記載がある。

(27) 光緒『大清會典事例』卷四百九、禮部、相見禮、「直省文職官相見」雍正八年規定。

(28) 日常業務に用いられる手本は白紙を用いる。

(29) 手本の形狀については、前掲『宦鄉要則』卷三を参照。

(30) 前掲注(14)順治十八年八月三日の上諭における「明朝の陋習は文臣を偏重し、以て武臣灰心して報效を思わざるを致す。國祚傾覆するは實に此れに由る」等の文言を参照。

(31) 『留青新集』卷十九「文武儀注」。

(32) 陸容『菽園雜記』中華書局、一九八五年、三〇〇—三二頁。

「國朝建置之初、一切右武。如五軍都督、官高六部尚書一階。在外都司衛所、比布政司府州官亦然。……承平日久、無用武事、則其勢自有不可行者矣。」

- (33) 奥山憲夫『明代軍制史研究』汲古書院、二〇〇三年、四三一頁。

- (34) 『從先維俗議』卷三。「先因兵道之有專敕、以三品之武官等五品之文官、同入量責參掌中。府正非奏請不提而指揮則量情可責也。自是指揮不得與府正同參矣。繼因巡撫之兼提督、會同鎮守總兵行事、其敕視飭兵使者又過之、都司實軍門之部將而藩臬則非督撫之屬官也。自是都司退而從藩臬之後矣。繼又因總督之握兵符、兼制總兵巡撫及兵巡諸道。其敕視鎮巡又過之。總兵不廢戎裝之參而藩臬依然方面之體也。自是二司進而分總兵之堵矣。都司之體既降、各衛安得而不降哉。所以然者、武臣以折衝禦侮爲道、所重在將令。勢不得執憲綱以礙敕諭中之事理。文臣以承流宣化爲道、所重在令甲、義不得狃近例以蔑憲綱中之章程。」

- (35) 文脈からすれば都指揮使のことであると考えられる。都指揮使は、文官の布政使・按察使とともに省に置かれている武官で、省の軍務を司る。品級は正二品で、布政使・按察使よりも高い。

- (36) 洪武年間以來編纂されてきた監察關係の規定集。

- (37) 『從先維俗議』卷三。「余親領備兵南韶道敕書中、載文官五品以下、武官三品以下、輕則量情責罰、重則參奏參問。」なお、兵備道については、小川尙『明代都察院體制の研究』汲古書院、二〇〇四年、第二部第二章「明代の兵備

道」参照。

- (38) 朱純『璧餘雜集』卷一、玉音、「南贛軍門」「浙江巡撫」。奥山憲夫前掲注(33)書、四〇二～四〇三頁。

- (39) 『皇明制書』所收の「憲綱」に収録される「出巡拜見禮儀」には、「其指揮・運使・運同・知府・知州、問答之際、不許行跪禮」とある。「憲綱」については、小川尙『明代地方監察制度の研究』汲古書院、一九九九年、第九章「明代の監察法規——憲綱と巡按事宜」参照。

- (40) 胡世寧「守令定例疏」『皇明經世文編』卷一百三十六所收。「先朝考定憲綱一書、以爲矜式。……今則藩臬守令、皆不得專行其職、而事皆稟命於巡按矣。……相見之際、知府以下、長跪不起、布政以下、列位隨行、甚者答應之際、皆俯首至膝、名曰拱手而實屈伏如拜跪矣。」

- (41) 三邊督撫とは、對モンゴル防衛のために設置された延綏・寧夏・甘肅の軍務を統括する「總制」(のちに「總督」)の職をいう。その意義について、關文發・顏廣文『明代政治制度研究』中國社會科學出版社、一九九五年、七五～七九頁、参照。

- (42) 原文は「母得純用兵主敵禮」。「兵主敵禮」では意味が通じないので、「賓主」と解釋した。

- (43) 祖先の軍功により、公・侯・伯などの世襲の地位をもち、軍職に任じられる人々。谷光隆「明代の勳臣に關する一考察」『東洋史研究』二九卷四號、一九七一年、參照。

- (44) 『湧幢小品』文化藝術出版社、一九九八年、一七一～一七二頁。「撫操經過所督地方要謁見、至大門外下轎、由中

門入、後堂相見、軍門上坐、撫操列坐、其送迎、軍門至大門外看轎。各總兵照撫操事例、移文俱用印信呈文、相見介胄行跪、勳臣亦由旁門庭參、其隆重如此。然總兵行跪、勳臣庭參、亦太甚矣。至近日、操撫皆稱軍門、御史捶參將、陵僭又將何極。」

- (45) 『萬曆野獲編』卷二十一、「提督軍務」、中華書局、一九五九年、五五四頁。「武臣以總兵官爲極重。先朝公侯伯專征者、皆列尚書之上。自總督建後、總兵稟奉約束、卽世爵俱不免庭趨。其後漸以流官充總鎮、秩位益卑、當督撫到任之初、兜鑲執仗、叩首而出、繼易冠帶肅謁、乃加禮貌焉。」
- (46) 同右、卷十九、「按臣咨將領地」、四九五～四九六頁。
- (47) 「老爺」「小的」といった語に伴う從屬的な感覚については、拙稿「老爺」「老爺」と「相公」山本英史編『傳統中國の地域像』慶應義塾大學出版會、二〇〇〇年、參照。
- (48) 服役的性格と「賤」の感覺の關係については、拙稿「清代における『賤』の觀念——冒捐冒考問題を中心に——」『東洋文化研究所紀要』第一四四冊、二〇〇三年、參照。
- (49) 靳潤成『明朝總督巡撫轄區研究』天津古籍出版社、一九九六年、奥山憲夫前掲注(33)書、第三部、など、參照。
- (50) 『明清檔案』第二冊所收。「查前朝府縣原執鎮臣屬禮、自洪武定制相沿貳百餘年、無有能易者。惟至隆萬之間、承平久而武職輕。府縣藐視鎮守、徑投刺往拜、相見則長揖、間有文移往來則用手本平行體式、然亦有查照舊例毅然振作者、府縣亦唯唯聽命、則知鎮守之與府縣、爵有崇卑、自不能相抗也。忽於去臘接青州府公文壹角、用手本平行字樣、同日又接萊州府公文壹角、亦用手本平行。本鎮念府係文職、彼既不欲以上司待我、卽易牌爲劄子、稍示不可苟且之意。乃萊州府後於解餉公文文偶及衙門體統而謂本鎮驟以劄付斥罪、亦可見其不知量矣。煩行各府確遵舊例、勿生爭端。」
- (51) 同右「臣學淺寡聞、不能折中其禮、伏乞敕下該部稽諸舊章或另定儀節。」
- (52) 原文は順治八年二月二十七日付、『明清檔案』第四冊所收。なお金聲桓のいう「敕書」については、順治九年から十一年頃に文武諸官に與えられた「敕書」の原稿を、『明清檔案』第一四冊から一八冊にかなり多く見ることができ
- (53) 前掲注(22)『雍正朝起居注冊』第一冊、七二二頁、雍正四年四月十三日の上諭。
- (54) 『仁宗實錄』卷三百三十七、嘉慶二十二(一八一七)年十二月辛未の上諭。
- (55) 『宮中檔雍正朝奏摺』第五輯、國立故宮博物院、一九七八年、五六八頁、雍正四年正月二十九日丁士傑奏摺。

necessary to pay further attention to posthumous names. At the same time, we need to be aware of the fact that in the Tang edicts the founder of the dynasty, Gaozu, was honored as Wu 武, and Taizong was accorded the name Wen 文.

ON THE EARLY-QING WENWU XIANGJIAN YI ZHU

KISHIMOTO Mio

In contrast to the custom of esteeming civilian officials and disdaining military officials that occurred in the late Ming, the status of military officials rose in the early Qing, and accompanying this change were considerable changes in ritual etiquette for meetings between civilian and military officials that was noted by people of the time. However, the process of the revision of the regulations concerning meetings between military and civilian officials of the Qing dynasty was no simple matter. The foundations of the changes were only established after several attempts at revision during the Shunzhi era.

The regulations that went by the name *Wenwu xiangjian yi zhu* 文武相見儀注 (Notes on the Ritual Etiquette for Meetings between Civilian and Military Officials) was a combination of various elements, such as rules that stipulated where and when a visitor was to get off a horse or palanquin, how the visitor was to be seen off, the gate to be used, the clothing, the ritual greeting, seating arrangements, the style of writing to be used in corresponding with officials, and the type of document to submit in an interview with an official—all of which can be divided into three types: 1) relations between social equals, 2) relations between unequal parties, and 3) relations between subordinates and their superiors. Between civilian and military officials, these relationships were not firmly set in terms of the hierarchy of ranks and offices and there was asymmetry in the supremacy of civilian officials. For example, in regard to the Governor General 總督, the top regional civilian official, regional military officials within his jurisdiction performed the ritual etiquette of a subordinate, but in contrast, civilian officials of the rank of Provincial Administration Commissioner 布政使 and below seldom followed the rites of subordinates toward the Provincial Military Commander 提督, who was the highest ranking regional military official.

The ritual etiquette of a subordinate that military officials performed in regard to civilian officials spread with the regularization of the dispatch of civilian officials such as Governors General 總督 and Provincial Governors 巡撫 in the late Ming to

take comprehensive control of regional military affairs, and the problem of ritual etiquette to be performed between civilian and military officials was deeply related to the entire range of relationships between civilian and military officials in the provinces. In early Qing times the actual power of military officials such as Regional Commanders 總兵官 grew, but suppressing anti-Qing forces effectively using the military power led by these kinds of military officials and at the same time suppressing their high-handed behavior by placing them under control of the center became important tasks for the Qing dynasty. The process of settling system of *Wenwu xiangjianyi zhu* meant a reorganization of the entire sphere of regional officialdom and this can be seen as reflecting an attempt by the Qing dynasty to stabilize the situation through this visualization of it through ritual etiquette.

THE RUSSO-QING TRADE IN CENTRAL ASIA AND THE KAZAKH STEPPE

NODA Jin

When the power of the Junghars declined in the mid 18th century, the possibility of building trade ties between Western Siberia on the Russian side and Xinjiang on the Qing side was heightened. The Kazakhs were particularly involved in the international commerce in Ili and Tarbagatai in northern Xinjiang. In addition to playing a role in the transit trade between Qing and Russia, they served as intermediaries when trading parties enter Xinjiang from Western Siberia, and they were also involved in the trade as plunderers when those trading parties had to cross the Kazakh steppe.

In background to the establishment of this trade structure was the difference between the Russian and Qing policies toward Central Asia. Although in reality Kazakhs and Khoqand merchants were intermediaries in the flow of goods and people between Western Siberia and Xinjiang, the Qing dynasty would not officially recognize the entry of Russian merchants or products. On the other hand, Russia dispatched trading parties from the first and assigned Cossack battalions to defend against Kazakh raids, and thus Russia's positive stance was clear.

The aggressive moves made by the Russian empire were closely linked to the development of its political rule over the Kazakh steppe. Russia began to establish administrative districts in the nomadic pasturelands known as the Middle Zhuz in 1822, and the nomadic Kazakhs were thereby incorporated under Russian rule,